

新規評価箇所一覧表（整備系）

様式2
農地整備課

番号	種別	事業区分	事業名	箇所名等 (路河川・地区名)	施工箇所			事業概要	評価			判断	予算化等状況	総事業費 (百万円)	H23年度 事業費 (百万円)	完成 予定 年度	備考
					市町名	旧市町名	町・大字 等		位置 づけ	必要 性・ 効果	実 施 環 境						
1	ほ場整備	産業活性化	経営体育成基盤整備事業	鍋島東地区	佐賀市		鍋島町	ほ場整備A=78.9ha	A	A	A	I	H23 6月補正	1,458	10	H30	
2	農業用排水路	産業活性化	かんがい排水事業	佐賀西部高城地区	佐賀市 小城市	佐賀市 小城町 三日月町	大和町 小城町 三日月町	パイプライン L=15.1km 農業用排水路L=15.0 km	A	A	A	I	H23 6月補正	1,066	7	H30	
3	農業用排水路	産業活性化	かんがい排水事業	鳥栖南部地区	鳥栖市		轟木町他	パイプライン L=3.8km 揚水機場 1 箇所	A	A	A	I	H23 6月補正	562	5	H27	

公共事業新規評価調書（整備系）

本部名 部 名	県土づくり本部	記 入 責任者	農地整備課	課 長	古川 繁樹
			佐賀中部農林務事務所	所 長	北島 秀行

事 業 区 分	産業活性化	事 業 名	地区名等	総事業費	1,458百万円
		経営体育成基盤整備事業	鍋島東地区		

事 業 地			着工予定年度	完成予定年度
佐賀市 鍋島町 大字蛸久・八戸溝			平成23年度	平成30年度

事 業 目 的		事 業 内 容
<p>本地区は市街地に接した農用地区域で米・麦・大豆などを中心とした農業が展開されている。</p> <p>しかし、農地は未整備であるため、狭小、不整形で排水条件も悪く湿田化が進み、裏作や転作等に支障を来している。また、用排水路や農道も整備されていないことから、安定した用水の確保や農産物輸送の効率化などが進まず、担い手の育成や農地の集積が図れない状況である。</p> <p>また、近年では耕作放棄地も増加しており、優良農地の確保や地域環境の悪化も課題となっている。このため、ほ場整備を実施し、農地の大区画化や排水条件の改善などを行うことで優良農地を確保し、地域の特色を生かした農業の発展や地域環境の保全を図る。</p>		ほ場整備A=78.9ha

評価の視点	評 価 内 容	評 価
1) 位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度県土づくり本部基本戦略(担い手を支援する生産基盤づくり)に位置付けられている。(10/10) 県総合計画2007や佐賀市農業振興地域整備計画に事業内容が位置付けられている。(10/10) 耕地利用率は185%となり、県平均値132%を上回る。(20/20) 水稻の労働時間は15.9hr/10aとなり、県平均値25.0hr/10aを下回り、より効率的な農業が展開できる。(15/15) 担い手への農地利用集積率は85.7%となり、県平均値54%を上回る。(20/20) 野菜指定産地に指定されている玉葱の作付けが拡大される。(15/15) 鍋島東営農部会等において、土地利用型作物の生産振興等について協議が行われている。(10/10) <p>上記評価の結果、評価点数は100/100となり、A評価となる。</p>	A (100)
(2) 必要性・効果	<ul style="list-style-type: none"> 農地や農業用施設が未整備で生産条件が悪く、担い手の育成や地域農業の発展を図るためには、本事業の実施が必要である。(30/30) 土地改良事業等は実施されておらず、農地や農業用施設は未整備である。(10/10) 佐賀市の市道計画と一体的に整備を行う。(10/10) 費用対効果は1.04で1.0以上ある。(50/50) <p>上記評価の結果、評価点数は100/100となり、A評価となる。</p>	A (100)
(3) 実施環境	<ul style="list-style-type: none"> 佐賀市や全ての受益者から事業に対する同意が得られている。(15/15) 佐賀市や農家負担について同意は得られており、所得償還率も0.05で0.4以下である。(15/15) 推進体制として、鍋島東土地改良区設立準備委員会が設立されている。(10/10) 施設の維持管理については、農道は佐賀市、用排水路やパイプライン等は鍋島東土地改良区が管理することで佐賀市や農家の同意が得られている。(10/10) 営農支援体制については、農協や普及センター等による支援体制が整って 	A (100)

	<p>いる。(10/10)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関（文化財・河川・道路など）との事前調整は終えている。(10/10) ・工法は、土地改良事業設計基準に基づいており、妥当である。(10/10) ・受益面積や農地集積などの採択基準の要件に適合している。(10/10) ・土地改良事業設計基準に基づき工法を決定し、佐賀県基準単価で事業費を適切に算出している。(10/10) <p>上記評価の結果、評価点数は100/100となり、A評価となる。</p>	
--	---	--

評 価	AAA	条 件 等
判 断	I	特になし
	優先的に事業を実施	

定性評価調書

○自然環境保全

内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・環境情報協議会を開催し、本地域の希少生物や事業実施に伴う環境配慮事項について調整を行っている。 ・水路内に小型淡水魚が生息できるエリアを設けるなど環境に配慮した工法となっている。また、工事期間中に希少種など配慮すべき動植物を発見した場合は、関係機関に連絡するとともに、移植・保護に努める。 ・水路上部を土羽構造とすることで、景観や環境に配慮した工法となっている。

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

内 容
<p>施工に当たっては、施工機械は排出ガス対策型や低騒音型重機を使用するなど、大気汚染、水質汚濁、騒音・悪臭対策等の環境保全対策を講ずる。</p>

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

内 容
<p>建設残土が発生しない基盤切盛計画を行い、仮設道路の盛土材は地区内整備で流用することでコスト縮減を図る。</p>

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

内 容
<p>特になし</p>

※ 特に記述することがあれば記載。

公共事業新規評価調書（整備系）

本部名 部 名	県土づくり本部	記 入 責任者	農地整備課	課 長	古川 繁樹
			佐賀中部農林務事務所	所 長	北島 秀行

事 業 区 分	産業活性化	事 業 名	地区名等	総事業費	1,066百万円
		かんがい排水事業	佐賀西部高域地区		

事 業 地			着工予定年度	完成予定年度
佐賀市大和町、小城市小城町・三日月町			平成23年度	平成30年度

事 業 目 的		事 業 内 容
<p>本地区は佐賀平野の北西部に位置し、米・麦・大豆を中心とした土地利用型農業や施設園芸（いちご・きゅうり等）が展開されており、農業用水は中小河川と小規模なため池に依存していることから、小規模の干ばつ時でも農業用水が不足し営農に支障を来している。また、地区内には農業用排水路が未整備（土水路）の地域があり、農業用水を確保するための浚渫や法面補修等に多大な労力を要しているため、担い手の育成や農地集積に支障を来している。</p> <p>また、本地域では農業用水の安定供給のため「国営筑後川下流土地改良事業」により、嘉瀬川ダムから農業用水を送水するための基幹施設（パイプライン）の整備が進められている。</p> <p>本地区はその受益地であるが、本事業により基幹施設と接続する末端施設（パイプライン・農業用排水路）の整備を行い、農業用水の安定供給や営農労力を軽減し、担い手の育成や農地集積を図る。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・パイプライン L=15.1km ・農業用排水路工 L=15.0km

評価の視点	評 価 内 容	評 価
1) 位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度県土づくり本部基本戦略(担い手を支援する生産基盤づくり)に位置付けられている。(10/10) ・県総合計画2007や佐賀市及び小城市の農業振興地域整備計画に事業内容が位置付けられている。(10/10) ・耕地利用率は155%となり、県平均値132%を上回る。(20/20) ・水稻の労働時間は18.3hr/10aとなり、県平均値25.0hr/10aを下回り、より効率的な農業が展開できる。(15/15) ・担い手への農地利用集積率は76%となり、県平均値54%を上回る。(20/20) ・野菜指定産地に指定されている「なす」の作付けが拡大される。(15/15) ・佐賀西部高域地区水田営農推進検討会において、土地利用型作物の生産振興等について協議が行われている。(10/10) <p>上記評価の結果、評価点数は100/100となり、A評価となる。</p>	A (100)
(2) 必要性・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用施設が未整備で安定した農業用水が確保されないため、担い手の育成や地域農業の発展を図るためには、本事業の実施が必要である。(30/30) ・一部の地区では土地改良事業等は実施されておらず、農業用施設は未整備である。(10/10) ・国営筑後川下流土地改良事業と一体的な整備を行うことにより事業効果の早期発現が図られる。(10/10) ・費用対効果は1.29で1.0以上ある。(50/50) <p>上記評価の結果、評価点数は100/100となり、A評価となる。</p>	A (100)
(3) 実施環境	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀市、小城市及び関係する集落（集落代表）から同意が得られている。(15/15) ・佐賀市や小城市の負担について同意が得られている。（農家負担なし）(15/15) ・推進体制として、佐賀西部高域地区推進協議会が設立されている。(10/10) ・施設の維持管理については、用排水路は佐賀市及び小城市、パイプライン 	A (100)

	<p>は新たに設立される佐賀西部土地改良区(仮称)が管理することで同意が得られている。(10/10)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農支援体制については、農協や普及センター等で構成された佐賀西部高域地区水田営農推進検討会が設立されている。(10/10) ・関係機関(文化財・河川・道路など)との事前調整は終えている。(10/10) ・工法は、土地改良事業設計基準に基づいており、妥当である。(10/10) ・受益面積や農地集積などの採択基準の要件に適合している。(10/10) ・土地改良事業設計基準に基づき工法を決定し、佐賀県基準単価で事業費を適切に算出している。(10/10) <p>上記評価の結果、評価点数は100/100となり、A評価となる。</p>	
--	--	--

評 価	AAA	条 件 等
判 断	I	特になし
	優先的に事業を実施	

定性評価調書

○自然環境保全

内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・環境情報協議会を開催し、本地域の希少生物や事業実施に伴う環境配慮事項について調整を行っている。 ・工事区域内に希少種など配慮すべき動植物を発見した場合は、関係機関に連絡するとともに、移植・保護に努める。

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

内 容
<p>施工に当たっては、施工機械は排出ガス対策型や低騒音型重機を使用するなど、大気汚染、水質汚濁、騒音・悪臭対策等の環境保全対策を講ずる。</p>

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

内 容
<p>工事に伴い発生する建設発生土は地区内で埋戻材として再利用することにより、コスト縮減に努め、資源の有効利用を図る。</p>

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

内 容
特になし

※ 特に記述することがあれば記載。

公共事業新規評価調書（整備系）

本部名 部 名	県土づくり本部	記 入	農 地 整 備 課	課 長	古 川 繁 樹
		責任者	鳥栖農林務事務所	所 長	深 川 忠 久

事 業 区 分	産業活性化	事 業 名	地区名等	総事業費	5 6 2 百万円
		かんがい排水事業	鳥栖南部地区		

事 業 地			着工予定年度	完成予定年度
鳥栖市轟木町・幸津町・真木町			平成23年度	平成27年度

事 業 目 的		事 業 内 容	
<p>本地区は一級河川筑後川水系宝満川の右岸に位置し、扇状地が発達した沖積平野で、米、麦、大豆を中心とした土地利用型農業や施設園芸（いちご、アスパラ等）が展開されており、また、菓子メーカーとの契約栽培でバレイショの作付けも行われている。しかし、不安定な河川からの取水であることから、小規模の干ばつ時でも農業用水が不足し、営農に支障を来している。このため、本地域では農業用水の安定供給のため「国営筑後川土地改良事業」や「県営かんがい排水事業（鳥栖地区）」により筑後川から農業用水を送水するための基幹施設（パイプライン）の整備が進められている。</p> <p>本地区はこれら施設の末端に位置しているが、本事業により基幹施設と接続する末端施設（パイプライン）の整備を行い、農業用水の安定供給や営農労力を軽減し、担い手の育成や農地集積を図る。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・パイプライン L=3.8km ・揚水機場 1箇所 	

評価の視点	評 価 内 容	評 価
1) 位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度県土づくり本部基本戦略(担い手を支援する生産基盤づくり)に位置付けられている。(10/10) ・県総合計画2007や第5次鳥栖市総合計画後期基本計画に事業内容が位置付けられている。(10/10) ・耕地利用率は176%となり、県平均値132%を上回る。(20/20) ・水稻の労働時間は18.3hr/10aとなり、県平均値25.0hr/10aを下回り、より効率的な農業が展開できる。(15/15) ・担い手への農地利用集積率は31%となり、県平均値54%を下回る。(10/20) ・野菜指定産地に指定されている「玉葱」の作付けが拡大される。(15/15) ・鳥栖市水田農業推進協議会において、土地利用型作物の生産振興等について協議が行われている。(10/10) <p>上記評価の結果、評価点数は90/100となり、A評価となる。</p>	A (90)
(2) 必要性・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用施設が未整備で安定した農業用水が確保されないため、担い手の育成や地域農業の発展を図るためには、本事業の実施が必要である。(30/30) ・一部の地区では土地改良事業等は実施されておらず、農業用施設は未整備である。(10/10) ・国営筑後川下流土地改良事業や県営かんがい排水事業と一体的な整備を行うことにより事業効果の早期発現が図られる。(10/10) ・費用対効果は1.03で1.0以上ある。(50/50) <p>上記評価の結果、評価点数は100/100となり、A評価となる。</p>	A (100)
(3) 実施環境	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥栖市及び受益者から同意が得られている。(15/15) ・鳥栖市の負担について同意が得られている。(農家負担なし)(15/15) ・推進体制として、鳥栖南部地区推進協議会が設立されている。(10/10) ・施設の維持管理については、鳥栖市土地改良区が管理することで同意が得られている。(10/10) ・営農支援体制は行政の農政担当等による支援体制が整っている。(10/10) ・関係機関（文化財・道路・鉄道など）との事前調整は終えている。(10/10) 	A (100)

	<ul style="list-style-type: none"> ・工法は、土地改良事業設計基準に基づいており、妥当である。(10/10) ・受益面積や農地集積などの採択基準の要件に適合している。(10/10) ・土地改良事業設計基準に基づき工法を決定し、佐賀県基準単価で事業費を適切に算出している。(10/10) <p>上記評価の結果、評価点数は100/100となり、A評価となる。</p>	
--	---	--

評価	AAA	条件等
判断	I	特になし
	優先的に事業を実施	

定性評価調書

○自然環境保全

内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・環境情報協議会を開催し、本地域の希少生物や事業実施に伴う環境配慮事項について調整を行っている。 ・工事区域内に希少種など配慮すべき動植物を発見した場合は、関係機関に連絡するとともに、移植・保護に努める。

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

内 容
<p>施工に当たっては、施工機械は排出ガス対策型や低騒音型重機を使用するなど、大気汚染、水質汚濁、騒音・悪臭対策等の環境保全対策を講ずる。</p>

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

内 容
<p>工事に伴い発生する建設発生土は地区内で埋戻材として再利用することにより、コスト縮減に努め、資源の有効利用を図る。</p>

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

内 容
特になし

※ 特に記述することがあれば記載。